	四　宮城県、福島県、石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、登米市、栗原市、遠田郡涌谷町、同郡美里町、加美郡色麻町、同郡加美町、黒川郡大和町、同郡富谷町、同郡大郷町、同郡大衡村、柴田郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡富谷町、同郡大郷町、同郡大衡村、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町	漁港における外郭施設の延長	メートル	
2　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の分合又は境界の変更があつた場合に、その変更があつたことに伴つて漁港の管理状況が必要な限り、その年の四月一日現在において認められる漁港の管理状況（協議が成立した団体にあつては、その協議）により関係地方団体が定める率（協議が成立しなかつた団体にあつては、総務大臣が関係地方団体の意見を聴いて定める率）をそれぞれ関係地方団体に属する数値に乗じて得た数値の合計数から当該地方団体が除くべき数値を控除したものをもつて、その年の四月一日現在における当該地方団体の漁港台帳に記載されている漁港の数とする。	1　前年の三月三十一日現在において記載されている外郭施設（水門及び閘門を除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）に係る外郭施設の延長及び港湾法第三条の規定による港湾の規定の適用を受ける漁港のうち重要港湾に指定されたものに係る外郭施設の延長を控除したものをもつて、その年の四月一日現在における当該地方団体の漁港台帳に記載されている外郭施設の延長とし、総務大臣が通知した数値 2　二以上の地方団体が経費を負担して整備した外郭施設の延長については、当該外郭施設に係る経費の負担割合を基礎として関係地方団体ごとに按分したときは、当該地方団体が按分した数値をそれぞれ当該地方団体に属する外郭施設の延長とし、1により通知する数値に含めて通知する。 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界の変更があつた場合に、その変更があつたことに伴つて漁港の管理状況が必要な限り、その年の四月一日現在において認められる漁港の管理状況（協議が成立した団体にあつては、その協議）により関係地方団体が定める率（協議が成立しなかつた団体にあつては、総務大臣が関係地方団体の意見を聴いて定める率）をそれぞれ関係地方団体に属する数値に乗じて得た数値の合計数から当該地方団体が除くべき数値を控除したものをもつて、その年の四月一日現在における当該地方団体の漁港台帳に記載されている漁港の数とする。	メートル
五　陸前高田市、閉伊郡大槌町、上閉伊郡住田町、気仙郡陸前高田市、同郡住田町、同郡気仙沼市、本吉郡南三陸町、同郡気仙沼市、同郡本吉町、登米市、栗原市、遠田郡涌谷町、同郡美里町、加美郡色麻町、同郡加美町、黒川郡大和町、同郡富谷町、同郡大郷町、同郡大衡村、柴田郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡富谷町、同郡大郷町、同郡大衡村、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡富谷町、同郡大郷町、同郡大衡村、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町	都市公園の面積	千平方メートル	都市公園法に基づき市町村が設置する都市公園（市町村の組織する組合が設置する都市公園で、当該都市公園が所在する市町村の都市公園とみなすのうち前年の四月一日現在において都市公園法第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている面積として総務大臣が通知した面積
六　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	小学校の児童数	人	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における市町村立の小学校に在学する児童の数（委託児童があるときは、当該委託された児童の数とみなす。）	

七　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	小学校の学級数	学級	平成二十二年五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する小学校について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	
八　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	小学校の学校数	校	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における市町村立の小学校の数。ただし、在学児童を有しない学校の数を除く。	
九　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	中学校の生徒数	人	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒の数（委託生徒があるときは、当該委託生徒の数は、当該委託された市町村の生徒の数とみなす。）	
十　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	中学校の学級数	学級	平成二十二年五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する中学校及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第一項及び第二項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数	
十一　双葉郡双葉町及び同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	中学校の学校数	校	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程の数。ただし、在学生徒を有しない学校の数を除く。	
十二　双葉郡双葉町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	幼稚園の幼児数	人	学校基本調査規則によつて調査した平成二十二年五月一日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数	

二　特定被災地方公共団体のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該都道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数